

技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

番号	手続名	窓口	入国前						第1号技能実習						第2号技能実習						第3号技能実習																			
			6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1か月目	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	1か月目	17か月目	18か月目	19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	1か月目	1か月以上	1か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目									
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請																																					
			標準審査期間 1~2か月 技能実習の開始予定日の4か月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																																					
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	B		申請																																				
			標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																					
3	査証申請	C			申請																																			
			標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																																					
4	技能検定等の受検(基礎級)	-																																						
			受検推奨時期 計画満了日の3か月前まで																																					
5	技能実習計画認定申請(2号)	A																																						
			標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																																					
6	在留資格変更許可申請(2号)	B																																						
			標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																					
7	技能検定等の受検(3級・実技)	-																																						
			受検推奨時期 計画満了日の6か月前まで																																					
8	技能実習計画認定申請(3号)	A																																						
			標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																																					
9	在留資格変更許可申請(3号)	B																																						
			標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																					
10	一時帰国(1か月以上)	-																																						
			在留資格変更許可申請により発生する特例在留期間(2か月延長)を活用して行う。																																					
11	技能検定等の受検(2級・実技)	-																																						
			受検推奨時期 計画満了日まで																																					
			申請																																					
			受検																																					
			許可は一時帰国後																																					
			申請																																					
			受検																																					

(注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 地方入国管理局 / C 在外日本国公館
 (注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)については標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。
 (注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国に伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。